

障害補償年金差額一時金請求書

〔注意事項〕

- 1 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「1 死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項」の「既存障害とその程度」の欄には、既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 3 「2 障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の欄の「総務大臣が定める率(A)」又は「総務大臣が定める率(G)」の項には、地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3の規定により総務大臣が定める率を記入すること。
- 4 「2 障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「死亡職員との続柄又は関係」の欄には、その者が請求（申請）者であるときは(請)、その者が死亡した障害補償年金の受給権者と生計を同じくしていた者であるときは(生)と、併せて記入すること。
- 5 「2 障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害補償年金差額一時金の額）」及び「（障害差額特別給付金の額）」の欄の「（乗すべき数(ア)）」の項には、障害等級に応ずる法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる平均給与額に乗すべき数を、「（乗すべき数(イ)）」の項には、障害等級に応ずる令附則第1条の3各号に掲げる平均給与額に乗すべき数をそれぞれ記入すること。
- 6 令第1条職員の場合の「2 障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害差額特別給付金の額）」の欄の記入については、別に定めるところによること。
- 7 「4 障害差額特別給付金の申請金額」の欄には、「2 障害補償年金差額一時金（障害差額特別給付金）の請求（申請）額の計算」の「（障害差額特別給付金の額）」の欄の(a)の金額（(a)の金額が(b)の金額を超える場合には、(b)の金額）を記入すること。
- 8 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 9 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、他の補償の請求に関し、すでに提出されている書類又はその写しについては、添付の必要はないこと。
 - (1) 障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他当該障害補償年金の受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写し
 - (2) 請求者と死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書
 - (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (4) 請求者が、障害補償年金の受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - (5) 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類
 - (6) 請求者が、死亡した障害補償年金の受給権者の遺言又はその任命権者（地方独立行政法人の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長）に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類
- 10 年月日の記載には元号を用いる。